

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会(第24回)

令和4年12月6日

資料 2

生活困窮者自立支援法と地域共生社会について

各制度の趣旨

生活困窮者自立支援制度の趣旨

○ 生活困窮者自立支援制度は、生活に困窮するおそれのある者や生活困窮の状態にある者(世帯)に対して、生活保護受給に至る前の段階で支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るものであり、「本人の尊厳を保持した包括的かつ早期の支援」と「支援を通じた地域づくり」という理念のもと、生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みづくりの実践を積み重ねてきた。

地域共生社会・重層的支援体制整備事業の趣旨

○ 地域共生社会は、こうした<u>生活困窮者自立支援制度の考え方と他の福祉分野や政策領域の考え方を合わせて共通理念化</u>したものであり、重層的支援体制整備事業(重層事業)は、この理念を実現するための1つの仕組みである。

(参考) これまでの経緯

平成20年9月	リーマンショックの発生
平成24年4月	社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」開催(平成25年1月とりまとめ)
平成24年8月	社会保障制度改革推進法案 成立
平成25年12月	生活困窮者自立支援法案 成立
平成27年4月	生活困窮者自立支援法の施行
平成29年5月	社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部 会」開催(同年12月とりまとめ)
平成30年6月	生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立 支援法等の一部を改正する法律案 成立
平成30年10月 平成31年4月	改正生活困窮者自立支援法の施行

平成27年9月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
平成28年 6 月	「ニッポンー億総活躍プラン」 (閣議決定) に地域共生 社会の実現が盛り込まれる
10月	地域力強化検討会の設置(平成29年9月とりまとめ)
平成29年 5 月	社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のため の介護保険法等の一部を改正する法律案)成立
平成30年4月	改正社会福祉法の施行
令和元年5月	地域共生社会推進検討会(同年12月とりまとめ)
令和2年6月	社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社 会福祉法等の一部を改正する法律案)成立
令和3年4月	改正社会福祉法施行(重層的支援体制整備事業部分)

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)(抄)

(基本理念) ※平成30年改正により本条を追加

- 第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。
- 2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に 関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体 制の整備に配慮して行われなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

※平成30年改正により下線部分を追加

2~6 (略)

社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

- 第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。※令和2年改正により本項を追加
- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者<u>(以下「地域住民等」という。)</u>は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。 ※平成29年改正により下線部分を改正
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

(福祉サービスの提供の原則)

第五条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。 ※平成29年改正により下線部分を追加

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条(略)

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進 のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たつては、保健医療、労働、教育、住 まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 (略)

※平成29年改正により本項を追加

(包括的な支援体制の整備) ※平成29年改正により本条を追加

- 第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
 - 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、 必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、 地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制 の整備に関する施策

社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書 (平成25年1月25日) (抄)

3. 生活支援体系の基本的視点

- 新しい生活支援の体系は、これまで提示してきた課題、そして対象となる制度をふまえて、次の4つの基本的視点に立つ。
- ・**自立と尊厳** すべての生活困窮者の社会的経済的な自立を実現するための支援は、生活困窮者一人一人の尊厳と主体性を重ん じたものでなければならない。人々の内面からわき起こる意欲や幸福追求に向けた想いは、生活支援が依拠するべき最大のよりどころであり、こうした意欲や想いに寄り添ってこそ効果的な支援がすすめられる。
- ・**つながりの再構築** 生活困窮者が孤立化し自分に価値を見出せないでいる限り、主体的な参加へ向かうことは難しい。一人一人が社会とのつながりを強め周囲から承認されているという実感を得ることができることは、自立に向けて足を踏み出すための条件である。新たな生活支援体系は、<u>地域社会の住民をはじめとする様々な人々と資源を束ね、孤立している人々が地域社会の一員として尊ばれ、多様なつながりを再生・創造できることを目指す。</u>そのつながりこそ人々の主体的な参加を可能にし、その基盤となる。
- ・子ども・若者の未来生活困窮の結果、子どもたちが深く傷つき、若者たちが自らの努力では如何ともしがたい壁の前で人生をあきらめることがあってはならない。それはこの国の未来を開く力を大きく損なうことになる。生活支援体系は、次世代が可能なかぎり公平な条件で人生のスタートを切ることができるように、その条件形成を目指す。
- ・信頼による支え合い 新しい生活支援の体系は、自立を支え合う仕組みであり、社会の協力で自助を可能にする制度である。 したがってここでは、まず制度に対する国民の信頼が不可欠となる。制度に対する国民の信頼を強めるため、生活保護制度に ついての情報を広く提供し理解を広げつつ、信頼を損なうような制度運用の実態があればこれを是正していく必要がある。
- 他方で制度のなかでは、支援される側と支援する立場の相互信頼が重要になる。<u>支援の名の下に生活困窮者の尊厳と人権が侵されることがあってはならない。同時に、生活困窮者も支援する人々の誠意や努力に応え、社会の一員として積極的な役割を</u>果たせることが大事である。

4. 生活支援の具体的なかたち

○ <u>以上の基本的視点に立った支援は、まず包括的・個別的な支援である。</u>尊厳ある自立に向けた支援は、心身の不調、知識や技能の欠落、家族の問題、家計の破綻、将来展望の喪失など、多様な問題群に包括的に対処するべきものである。<u>いわゆる縦割り行政を超えて、地域において多様なサービスが連携し、できる限り一括して提供される条件が必要</u>である。他方において、自立を困難にしている要因群は、その人ごとに異なったかたちで複合している。生活困窮者それぞれの事情や想いに寄り添いつつ、問題の打開を図る個別的な支援をおこなうべきである。

ニッポンー億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域 共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を 持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと 協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民 間資金の活用を図る。

地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)(抄)

【総論】(1)地域、福祉を巡る現状と課題、希望

(略)

- 私たちのまわりの生活を見てみると、深刻な「生活のしづらさ」が増しており、それは私たち自身にも起こっている、もしくは起こり得ることでもある。例えば、様々な問題が同時にいくつも重なったり、家族全員が何らかの課題を抱えたり、ある地域の中で似たような問題が続発したりしている。かつては家族や親戚、隣近所や知人によって支えられていたような困りごとでも、今はひとりで抱え込み、誰にも相談できず解決の糸口が見つからない状況になっている人や世帯があることも事実である。
- 高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯(いわゆる「8050」)、介護と育児に同時に直面する世帯(いわゆる「ダブルケア」)、障害のある子の親が高齢化し介護を要する世帯、様々な課題が複合して生活が困窮している世帯のほか、いわゆる「ごみ屋敷」は、社会的孤立の一例とも言える。こうした世帯は、地域住民から見ると、「気づいていても何もできない」、ときには「排除」の対象にすらなる場合もある。

(中略)

- 直面する複合的な生活課題に対しても、平成27 年4月にスタートした生活困窮者自立支援制度は、個々の置かれている状況 を明らかにし、就労準備や中間的就労支援、家計相談支援といったこれまで十分に福祉分野で行えていない支援を加え、地域で 工夫しながら解決につなげていく仕組みであり、対象者の属性に関わりなく、複合的な課題に対する包括的な取組の先駆けとし ての意味を持つ。
- 様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという地域創生の取組と、<u>誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組は、決して別々のものではない。</u>生活の基盤としての地域社会が持続可能であることが、地域福祉の基盤として不可欠であるし、地域福祉によって地域生活の質が向上することで、そのことが地域の活性化に「還元」されていく。いわば、福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画なども含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠である。
- 「<u>ニッポンー億総活躍プラン</u>」においては、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、 高め合うことができる<u>「地域共生社会」を実現</u>する」とされている。<u>地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会</u> <u>的排除といった現実に生じうる課題を直視していくことが必要である。地域の中で共生をしていくことの難しさを踏まえ、一方</u> でそれに向けた努力をしていくことが、将来の地域社会、私たち一人ひとりにとって必要であるという高い理想を掲げたい。

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書

(平成29年12月15日) (抄)

Ⅱ.総論

2.制度見直しに向けた基本的な考え方

○ 平成29年通常国会で改正された社会福祉法の中で規定された地域共生社会の実現に向けた取組が進められているが、<u>生活困窮者自立支援制度は、利用者の属性にかかわらず生活に困窮しているという状態を捉えて包括的に支援することを通じた、地域づくりを制度の目標の一つとして掲げている制度であり、地域共生社会の中核的な役割が期待される。また、生活保護制度についても、就労支援等を通じた自立助長の取組が強化されているが、同様に個別支援を通じて地域づくりにつなげ、地域づくりから個別支援につながっていくことが期待される。さらに、こうした視点は福祉に止まらず改正社会福祉法に示された「地域生活課題」に関わる全ての分野において共通のものであり、全ての部局が協働して進めていくことが必要である。<u>制度の見直しを進めるに当たっては、「支え手」「受け手」といった関係を超えて、生活困窮者、生活保護受給者等の誰もが役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる「地域共生社会の実現」という視点に立って制度を設計する必要がある。</u></u>

Ⅲ. 各論

1. 地域共生社会の実現を見据えた包括的な相談支援の実現

(1) 支援につながっていない困窮者の存在

(地域との連携)

- 生活困窮者の自立支援に当たっては、<u>地域に互助の関係づくりや参加、就労の場を求め、地域との関係づくり</u>をすることが必要である。
- 現在進められている<u>地域共生社会の実現</u>に向けた取組の中では、世帯の中で課題が複合化、複雑化していたり、制度の狭間にあったり、支援を必要とする人が自ら相談に行くことができず孤立を深めていたりするなど、表に出にくい大変な状況にある人や世帯に、 民生委員や自治会なども含めた地域の様々な主体がその活動の中で気づき、適切な相談体制につなげ、支援を必要としていた人自身が「支えられる」だけでなく「支える」側に回るような、地域力を強化するための取組が進められている。
- こうした体制整備については、平成29年通常国会で改正された社会福祉法においても規定され、全国の自治体で取組が始められている。
- こうした地域力強化の取組が進むことで、地域で把握された課題を抱える世帯が自立相談支援機関につながってくることが期待される。自立相談支援機関が、こうした地域から浮かび上がってくる課題をしっかりと受け止めるとともに、多機関が協働して解決につなげていく体制の中核の役割を果たすことが期待されている。
- このように、生活困窮者の存在に気づいた関係行政窓口等(税、国保、介護保険、公営住宅、水道、学校、生活保護等)や、様々な福祉関係の相談機関、地域における活動(居場所・拠点づくり、分野を問わない「丸ごと」相談など)から自立相談支援機関への利用につながるよう、必要な場合に、それらの関係機関から自立相談支援機関の利用を勧めることを促進するなど、関係機関間の連携を促進すべきである。

地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ(令和元年12月26日)(抄)

- I 地域共生社会の理念と検討の経緯
- 1 地域共生社会の理念とその射程

(略)

- 地域共生社会とは、このような日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえて、平成28年6月に閣議決定された「ニッポンー億総活躍プラン」において提案された理念である。その理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方である。
- その射程は、福祉の政策領域だけでなく保健、医療など社会保障領域、さらに、成年後見制度等の権利擁護、再犯 - 防止・更生支援、自殺対策など対人支援領域全体にわたる。

(略)

2 「地域共生社会の実現」に向けた検討の経緯

- <u>社会福祉の分野では、</u>近年、高齢者から始まった地域包括ケアシステムや<u>生活困窮者自立支援制度など、一人ひと</u> <u>りの抱える様々なニーズに対し、必要な支援を包括的に提供するための施策が推進されている。これらの施策を通じ</u> <u>て、地域の実情に応じた、保健・医療・介護・福祉の多職種の連携や地域づくりも進んできている。</u>
- <u>特に、生活困窮者自立支援制度では、属性別の制度では対応が難しいような、世帯内の複合的なニーズや一人ひと</u> <u>りのライフステージの変化に対し、寄り添いつつ柔軟に対応していくことを目指して、自立相談支援機関による個別</u> 的かつ包括的な相談支援を軸とした実践が進められ、全国的に広がっている。
- 地域共生社会という理念が示す包摂的な社会像を目指した取組は、自ずと地道で継続的なものとなるが、<u>厚生労働省では、これまでの対人支援領域における包括的支援と地域支援を総合的に推進するという政策展開の流れを確かなものとする観点から、「地域共生社会の実現」を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして掲げ、取組を進めてきた。</u>

(略)

参考資料



地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

平成29年5月26日成立、6月2日公布

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

(その他)

- ・ 地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化(小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入)
- ・ 認知症施策の推進(新オレンジプランの基本的な考え方(普及・啓発等の関連施策の総合的な推進)を制度上明確化)

2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)

- ①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
 - ※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は 診療所の名称を引き続き使用できることとする。
- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)
 - 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の 努力義務化
 - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける (その他)
 - ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)
 - ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し(障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。)

Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保

- 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)
- 5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)
 - ・各医療保険者が納付する介護納付金(40~64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする。
- ※ 平成30年4月1日施行。(Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行)

生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化(生活困窮者自立支援法)

- (1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
 - ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
 - ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
 - ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設
- (2) 子どもの学習支援事業の強化
 - ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化
- (3) 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)
 - ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設

<u>2.生活保護制度における自立支援の強化、適正化(生活保護法、社会福祉法)</u>

- (1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援
 - ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付
- (2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化
 - ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
 - ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化
- (3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援
 - ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
 - ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施
- (4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例

<u>3.ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進(児童扶養手当法)</u>

(1) 児童扶養手当の支払回数の見直し(年3回(4月,8月,12月)から年6回(1月,3月,5月,7月,9月,11月))

等

筡

等

施行期日

平成30年10月1日 (ただし、1.(2)(3)は平成31年4月1日、2.(1)は公布日、2.(2)①は平成33年1月1日、2.(3)は平成32年4月1日、3.は平成31年9月1日※等)

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会:子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポンー億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。

及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き 高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の 情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、 社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- 社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を女宝性を担保しつつ提供することができることとする。
 ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。 ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. **社会福祉連携推進法人制度の創設** 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

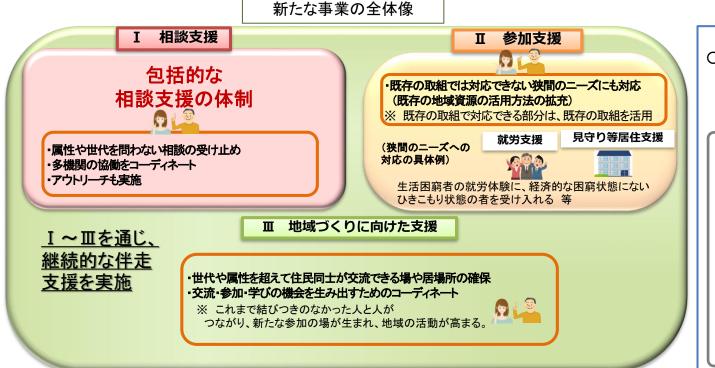
令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 〇 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。(※)ーつの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児の カスカー のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

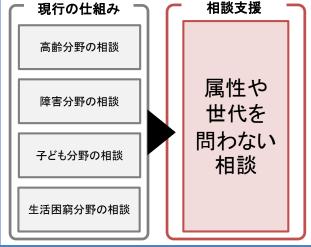
社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制 を構築するため、<u>I 相談支援、II 参加支援、II地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設</u>する。
 - 事業実施の際には、I ~Ⅲの支援は全て必須 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、<u>交付金を交付</u>する。



相談支援にかかる一体的実施のイメージ

○ 高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度における関連事業に係る補助について、一体的な執行を行うことができる仕組みとする。



令和 4 年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体(134自治体)

	旭川市		木更津市		伊勢市		松江市	
北海道	七飯町	千葉県	松戸市	三重県	桑名市	島根県	大田市	
	妹背牛町		柏市		名張市		美郷町	
	鷹栖町		市原市		亀山市	岡山県	岡山市	
	津別町		墨田区		鳥羽市		美作市	
	音更町		世田谷区		いなべ市		呉市	
	広尾町		中野区		志摩市	広島県	東広島市	ī
青森県	鰺ヶ沢町	東京都	八王子市		伊賀市	山口県	廿日市市	ī
	盛岡市		立川市		御浜町		宇部市	
」 岩手県	遠野市		狛江市		長浜市		長門市	
10 7 7 7	矢巾町		西東京市		守山市	香川県	高松市	
	岩泉町		鎌倉市		甲賀市		さぬき市	ī
	能代市	神奈川県	茅ヶ崎市	滋賀県	野洲市	愛媛県	宇和島市	ī
 秋田県	大館市		逗子市		高島市	高知県	高知市	
IVEN IN	湯沢市	富山県	富山市		米原市	问从术	中土佐町	Г
	由利本荘市		氷見市		竜王町		大牟田市	ī
山形県	山形市	石川県	金沢市		豊中市		久留米市	ī
福島県	福島市	ТДЛІЖ	小松市	大阪府	枚方市	福岡県	八女市	
ПШПУЛС	須賀川市	福井県	越前市		高石市		糸島市	
茨城県	古河市		坂井市		東大阪市		岡垣町	
-5(-7A)-[C	東海村	山梨県	甲州市		大阪狭山市	佐賀県	佐賀市	
	栃木市	長野県	飯田市		阪南市	熊本県	大津町	
栃木県	市貝町		伊那市		太子町		中津市	
	野木町	岐阜県	岐阜市		姫路市	大分県	津久見市	ī
	太田市		関市	兵庫県	尼崎市	7 (757)(竹田市	
│ │ 群馬県	みどり市	静岡県	函南町	ノハーハ	芦屋市		杵築市	
HIMOSIC	上野村	愛知県	岡崎市		加東市	宮崎県	都城市	
	玉村町		春日井市	奈良県	三郷町		日向市	
埼玉県	川越市		豊田市		川上村		三股町	
	狭山市		稲沢市	和歌山県	和歌山市			
	草加市		東海市	鳥取県	鳥取市	※134自治体		
	越谷市		大府市		米子市	うちR3重層事業	42自治体	
	桶川市		知多市		智頭町	うちR3移行準備事業	78自治体	
	ふじみ野市		豊明市		北栄町	うちモデル事業実施	99自治体	
	鳩山町		長久手市					15

東浦町

重層的支援体制整備事業交付金について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業※1の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能※2を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業(実施は市町村の任意)

高齢分野

地域支援事業交付金

障害分野

地域生活支援事業費等補助金

子育て分野

子ども・子育て支援交付金※3

生活困窮分野

生活困窮者自立相談支援事業費国庫負担金

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金



新たな機能

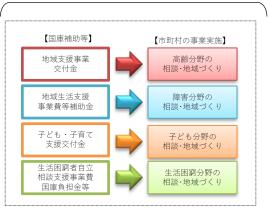


重層的支援体制 整備事業交付金

令和4年度予算約232億円

- ・包括的相談支援事業分_{※1} (147億円)
- ・地域づくり事業分_{*1} (58億円)
- ・新たな機能分_{※2} (27億円)

(参考:現行の仕組み)



<※1 既存事業について>

- ○包括的相談支援事業
- ・高齢(地域包括支援センターの運営)
- ・障害(基幹相談支援センター等機能強化事業等)
- ・子育て(利用者支援事業)
- ・生活困窮(生活困窮者自立相談支援事業、 福祉事務所未設置町村による相談事業)

○地域づくり事業

- ・高齢(地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業)
- ・障害(地域活動支援センター機能強化事業)
- 子育て(地域子育て支援拠点事業)
- ・生活困窮(生活困窮者支援等のための地域づくり事業)

<※2 新たな機能について>

- 多機関協働事業
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- · 参加支援事業

<※3 子育て分野の予算計上について>

- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
- ・重層的支援体制整備事業交付金については、 内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

包括的相談支援事業(改正社会福祉法第106条の4第2項第1号)

【事業趣旨】

令和4年度予算(令和3年度予算) 14,725,793千円(4,855,529千円)

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。 このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮分野における相談支援事業を一体として実施し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じる等の必要な取組を行う。

事業内容

- 市町村において、<u>介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業(※)を一体</u> 的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。
- 相談受付・アセスメントの結果、複雑化・複合化した支援ニーズを有することから、<u>関係支援機関間</u>において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等必要な支援を行う。
 - (※) 各法に基づく相談支援事業
 - ・介護(地域包括支援センターの運営(介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号))
 - ・障害(障害者相談支援事業(障害者総合支援法第77条第1項第3号))
 - ・子ども・子育て(利用者支援事業(子ども・子育て支援法第59条第1号))
 - · 生活困窮(自立相談支援事業(生活困窮者自立支援法第3条第2項))
 - 生活困窮(福祉事務所未設置町村相談事業(生活困窮者自立支援法第11条第1項))

実施主体

市町村

補助率

各法に基づく 負担率・補助率 ※下表参照

分野	事業名	負担率・補助率
介護	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1から第3号)	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、一号保険料 23/100
障害	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号)	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)	国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6
困窮	自立相談支援事業(生活困窮者自立支援法第3条第2項)	国 3/4

地域づくり事業(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

令和4年度予算(令和3年度予算) 5,764,267千円(1,776,782千円)

【事業趣旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。 このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施し、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援や地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点を開設する等の必要な取組を行う。

事業内容

- 市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法等に基づく地域づくり事業 (※) を 一体的に行うことにより、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」、「地域生活 課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備」、「地域住民相互の交流を行う拠点の開設」等を行う。
 - (※) 各法等に基づく地域づくり事業
 - ・介護(一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業(介護保険法第115条の45第1項第2号))
 - ・介護(生活支援体制整備事業(介護保険法第115条第2項第5号))
 - ・障害(地域活動支援センター事業(障害者総合支援法第77条第1項第9号))
 - ・子ども・子育て(地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て支援法第59条第9号))
 - ・生活困窮(生活困窮者支援等のための地域づくり事業)

実施主体

市町村

補助率

各法等に基づく 負担率・補助率 ※下表参照

分野	事業名	負担率・補助率
介護	一般介護予防事業(介護保険法第115条の45第1項第2号)のうち、 地域介護予防活動支援事業	国 25/100、都道府県 12.5/100、市町村 12.5/100、一号保険料 23/100、 二号保険料 27/100
介護	生活支援体制整備事業(介護保険法第115条第2項第5号)	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、一号保険料 23/100
障害	地域活動支援センター事業 (障害者総合支援法第77条第1項第9号)	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て支援法第59条第9号)	国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	国 1/2 18

多機関協働事業等(社会福祉法第106条の4第2項第2号、同項第4~6号)

【事業趣旨】

令和4年度予算(令和3年度予算) 2,699,933千円(973,260千円)

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。 このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、複数の相談支援機関等の相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯の地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下において支援を一体的・計画的に行う体制の整備等の必要な取組を行う。
- ※ なお、市町村の包括的な支援体制の構築にあたっては、都道府県の役割が重要になること等に鑑み、令和5年度より、多機関協働事業等の事業費について都道府県負担を導入することを検討している。

【事業内容】

多機関協働事業

(主な機能)

○複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制の整備、単独の相談支援機関では対応が難しい者・世帯の支援の方向性の整理 等

(主な取組内容)

〇相談受付(各相談支援機関やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業等からつながったもの)、アセスメント(相談支援機関等への依頼を通じて行う相談者本人や世帯の状態把握)、プラン作成(各相談支援機関等の役割分担、支援の方向性の決定等)、重層的支援会議の開催(関係機関の役割分担、支援の方向性の共有)、モニタリング等

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(主な機能)

〇既存制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、各相談支援機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等

(主な取組内容)

- ○重層的支援会議や各相談支援機関との連携等による情報把握
- 〇本人と接触するまでの各種取組(メール、SNS、オンライン相談等)
- 〇家庭訪問、同行支援等

参加支援事業

(主な機能)

○既存制度の狭間に陥る支援ニーズが生じる背景に存在する、人や地域とのつながりの希薄といった課題を抱える者や世帯に対する社会とのつながりの創出 等

(主な取組内容)

- ○本人のニーズを踏まえた参加支援メニューとのマッチング
- 〇社会参加に向けた支援メニュー開拓
- 〇本人への継続的な支援、受け入れ先(企業等)へのフォローアップ等

実施主体

市町村

補助率

国 3/4、市町村 1/4

予算額

2.699.933千円